

たばこ訴訟にみるアメリカ不法行為法の展開

大規模訴訟の観点からの問題を中心に

主任研究員 卯辰 昇

- . はじめに
- . たばこ和解に至る経緯
- . たばこ和解の内容
- . 大規模訴訟の観点からみたたばこ訴訟
- . たばこ和解に関連したその他の問題
- . おわりに

- . はじめに

たばこは明白な危険を有し、喫煙する者がその危険を認識している以上、たばこ会社に喫煙を理由とする損害賠償責任は生じないというのが、従来のアメリカでの判例であり、過去のたばこをめぐる危害論争やたばこ会社に対する訴訟の氾濫にも関わらず、たばこ会社が損害賠償金を支払った例はなかった。

しかし、最近、アメリカのたばこメーカーに法的責任が生ずる可能性が出てきたのは、アメリカ不法行為法分野で厳格責任化が急速に進行し、法的環境が劇的に変化したというわけではなく¹、次の2つの要因が寄与していると考えられる。すなわち、1994年2月、ケスラー連邦食品医薬品局（FDA）長官（当時）がたばこを薬物摂取器具（drug delivery devices）としてFDAがたばこを規制すべきか検討していると発言したことを契機にたばこ訴訟の原告を勢いづかせたこと。そして同じく1994年に、たばこ会社が1960年代以降、30年間にわたって隠しつづけてきた内部文書²が暴露され、その中でたばこ会社がたばこの有害性を認識し、中毒性のあるニコチンの量を操作していたことが明らかになったことである。たばこメーカーは、故意に未成年者の喫煙を奨励するとともに、たばこが有害と知りつつ国民に健康被害を与えてきたとして、多数の民事訴訟が提起されるなど、たばこ業界は訴訟の第3の波（Third Wave）³に見舞われており、たばこ業界は存続の危機にあるともいわれている⁴。現在たばこメーカーが直面している脅威は大きく分けると2つある。一つは、個人や州から損害賠償訴訟を提起されている問題であり、もう一つは、たばこに対する連邦及び州の規制強化の動きである。

1996年8月、大統領選の最中にクリントン大統領がたばこに含有されるニコチンを麻薬と同じ常習性薬物と認定し、FDAの管轄におくと明言した。これを受けてFDAは、同月28日、未成年者保護を目的とするたばこ販売の制限に関する最終規則を公布し⁵、同規則は1997年2月25日から施行されている。同規則において、FDAは、たばこを常習性のニコチンを含有する薬物ととらえ、特に未成年者に対する喫煙を減少させるために、たばこ広告に対する制限を行うことが主要な内容となっている。

たばこメーカーは、連邦議会はFDAにたばこを規制する権限を与えておらず、FDAにはたばこの広告や販売促進を規制する権限はないとしてFDAの管轄におかれることに抵抗していた。そして、たばこに対する管轄権の有無を最大の争点としてノースカロライナ連邦地裁に訴訟を提起していたが、同裁判所は1997年4月25日、たばこの管轄権をFDAに認める判決を行い⁶、上記連邦規則によるFDAの管轄権が支持されるところとなった。

こうした状況の中で、1997年6月20日、全米40州の法務長官と主要たばこメーカーとの間に締結

されたたばこに関する和解⁷は、総額3685億ドルにのぼる和解金額の大きさからわが国でも大きく報じられたが、最近の州訴訟、個人訴訟、クラス・アクションの頻発という事態を勘案すれば、今回の和解の内容は、むしろたばこメーカーにとっては、プラスであるとの見方もある。たばこメーカーにとっては、州政府からのメディケードなどの医療費給付に対する求償訴訟に関して和解することと、過去、現在、将来のたばこ喫煙者からの健康被害を理由とするクラス・アクションを封ずることにより、多額の損害賠償金や訴訟費用を負担する可能性を回避することで財務的な安定性が得られるというメリットがあるからである。その代償が上記の和解金額であり、各種の喫煙抑制策を実施することである。事実、両者を比較衡量すれば、より多くの金額をたばこメーカーに負わせても良いはずであるとの意見も多い。

しかし、今回の和解が効力を有するようになるためには、連邦議会における法的承認、すなわち連邦法の制定が必要となるが、当該法律は、たばこ産業の責任を制限するものであるため、違憲訴訟の対象になる可能性もある。さらに、和解に関しては賛否両論が多く、連邦議会での法案が和解の内容に沿ったものとして提案され得るのかさえ見通しがたちにくい状況になっている。和解の締結後も、ミシシッピ州での個別和解⁸やリゲット社の和解を裁判所が却下するなど重要な動きが続いている。

本稿は、現在に至るまでのたばこに関するPL訴訟の歴史を振り返るとともに、今回のたばこ和解に含まれている法的問題及び継続中のたばこ訴訟を検討し、現在のアメリカ不法行為法理のもとで、どのような論点があるのかをみていくこととしたい。

特に、たばこに関する不法行為法の問題を検討する際重要なのは、州訴訟やクラス・アクションなど大規模訴訟に伴う論点であり、この関連でフロリダ州和解を取り上げて検討するとともに、たばこ和解に類似した事例として、アスベスト被害に関する訴訟の例を取り上げることが有益である。すなわち、アスベスト被害に関するクラス・アクションの違法性を認めた連邦最高裁判決が本年6月に下されたところであり、たばこ訴訟の位置づけを探る意味でもこの判決を検討する価値は高いと思われる。

． たばこ和解に至る経緯

1． たばこと健康被害との因果関係

たばこは、元来アメリカ原住民がたばこの葉をパイプに詰めて喫煙したり、祭祀用として使用するために栽培していたものである。コロンブスがたばこの葉や種子を持ち帰り、ヨーロッパにもたばこが伝えられたが、ヨーロッパでは、すぐにはたばこを喫煙する習慣は生まれなかった。その後、16世紀の中頃になって、冒険家や外交官などがさかんにたばこを愛用するようになり、ヨーロッパでも喫煙が一般化した⁹。

北米大陸では、イギリス人ジョン・ロルフ (John Rolfe) がバージニアで1612年に商業用のたばこ栽培を開始し、栽培開始後わずか7年で、たばこはアメリカ植民地最大の輸出品となり、その後1800年代まで、収益性の高い商品として主として奴隷労働を使用して生産が拡大していった。

たばこは当初、葉をパイプに詰めて喫煙したり、噛みたばことして愛用されていたが、紙巻きたばことしての使用が一般化したのは、南北戦争以降のことである。1880年代にホワイトパーレー種の導入と紙巻きたばこ生産機械の開発によって需要が大幅に増大した。

当初、たばこが人間の健康に悪影響を及ぼすということは知られておらず、むしろヨーロッパの医学者達は、アメリカ原住民がたばこを薬として使用していたと信じていたほどであった。しかし、20世紀に入りたばこの喫煙が増加するにつれて、喫煙による健康への悪影響に関する論文が科学雑誌や医学雑誌に掲載されるようになり、1930年に、ドイツの学者が初めて喫煙とガンとの因果関係をあらかず疫学的研究結果を発表した。さらに、1938年には、ジョンホプキンス大学のレイモンド・パール (Raymond Pearl) 博士が、喫煙者の寿命が非喫煙者よりも短いという研究結果を公表し、1944年には、アメリカ・ガン協会 (American Cancer Society) は、喫煙と肺ガンとの確たる因果関係は不明としながらも、喫煙によって健康被害が生ずる可能性について警告するようになった。喫煙とガンとの間の疫学的関係についての研究が盛ん

に行われるようになったが、未だ両者の明確な因果関係については証明されることはなく、人々の関心も決して高いものではなかった。

このような状況に劇的な変化が生じたのは、1952年にリーダーズダイジェスト誌に喫煙の危険を詳細に論じた「たばこによるガン」(Cancer by the Carton)という記事が掲載されてからであった。この記事の影響は大きく、その後多くの雑誌にたばこの危険に関する記事が掲載され、喫煙者はたばこの危険を認識するようになり、その翌年にはたばこの売り上げが前年度比で初めてマイナスになるほどであった。たばこに対する逆風を受けて、1954年に、アメリカの主要たばこ会社は、たばこ産業研究評議会(Tobacco Industry Research Council)を設立し、喫煙とガンとの因果関係を否定しつつ、一方では、フィルター付きたばこや低タールたばこの販売に注力するようになった。

2. たばこに対する警告表示の義務付け

喫煙とガンとの因果関係を示す医学的な研究が多数発表されるようになるに従い、たばこに対する規制を求める世論に押されて、1960年代のはじめに、喫煙と健康に関する医務長官諮問委員会(Surgeon General's Advisory Committee on Smoking and Health)が組織された。同委員会は1964年に、「喫煙と健康」(Smoking and Health)という報告書を公表し、男性の肺ガンと喫煙の間には因果関係があり、女性の場合にも男性ほどではないにしろ因果関係があると明確に結論付けた。すなわち、たばこの煙の中には、カドミウム、D D T、砒素を含む発癌物質が含まれており、平均的な喫煙者の肺ガン罹患率は非喫煙者の9倍から10倍であるとする衝撃的な内容であった。

この報告書を受けて、1965年に連邦議会は、連邦たばこ表示広告法(F C L A)¹⁰を制定し、全てのたばこのパッケージに「医務長官警告」(SURGEON GENERAL'S WARNING)の表示を義務付けるとともに、1971年以降全てのテレビ・ラジオでのたばこ広告が禁止され、さらに、1990年には、長距離バス及び国内長距離航空路線での喫煙が禁止されるなどアメリカ国内で嫌煙風潮が高まっている。

こうした中で、1995年には、クリントン大統領が、未成年者に対するたばこの販売・広告を制限することを意図して、F D Aにたばこに対する管轄権を与えることを表明し、翌年の大統領選での具体的な提案につながっていく。

3. たばこをめぐる訴訟の歴史

上述したように、たばこはアメリカ建国以前から主要な輸出品として外貨を獲得する主要な産物であった。現在でも、たばこは、アメリカの主要な輸出品であり、たばこ産業は、連邦政府に対して大きな政治的影響力を有している。アメリカ政府が、1960年代にたばことガンとの因果関係を認識しながらも、たばこ産業に対して強力な規制を行うことに躊躇してきたのは、このような事情に基づくものであろう。

アメリカにおけるたばこをめぐる訴訟は、歴史的には1950年代まで遡るが、現在までのところ、たばこ会社が喫煙を理由とする健康被害に対して、正式に法的責任を認めて損害賠償責任を負った例はないとされている。

しかし、連邦地裁レベルで、たばこ会社の責任が認められた有名な事件としてシポロン判決がある。この事件は、たばこの喫煙により肺ガンに罹患したとしてローズ・シポロン(Rose Cipollon)という女性が、1983年にリゲット社を相手取り損害賠償を求めて、ニュージャージー州連邦地裁に提訴したものである¹¹。同地裁は、たばこに対する有害表示を義務付けたF C L Aの施行以前にも、リゲット社はたばこの有害性を警告すべきであったとして、リゲット社の警告上の欠陥を認定し40万ドルの損害賠償を認めた。しかし、この事件は連邦第三巡回区控訴裁判所において1991年に、連邦法の専占(preemption)法理により、一審判決が破棄された¹²。本件は連邦最高裁判所に上訴されたところ、最高裁は明示の保証などを理由とする一定範囲の請求には連邦法が専占せずコモン・ロー上の請求はできるとして控訴審判決を破棄し連邦地裁に差し戻した。事件が破棄されたところから、事実上原告が勝訴したにもかかわらず、シポロンの遺族が突然訴えを取り下げたため、最終決着をみずに終わっている。

4. 最近のたばこ訴訟における傾向

アメリカ不法行為法の進展の中で特徴的なこととして、1965年の不法行為に関する第2次リステイメントにおいて導入された厳格責任 (strict liability) がPL訴訟の中で中心的な法理となったこともあり、企業の責任が認められやすい状況になっている¹³ ことがある。今日、州裁判所の多くが、PL訴訟において厳格責任に基づく判断を行うのが一般的であり、また過失責任法理を採用する場合であっても、かつては被告側の有利な抗弁として機能した寄与過失 (contributory negligence)¹⁴ の法理が、原告の損害賠償請求を全面的に認めるか否かという二者択一的な結論による不合理性故に、大多数の州において廃止され、比較過失 (comparative negligence) の原則が一般的となっている¹⁵。厳格責任訴訟においても、割合的な責任を認めるのが一般的になっているため¹⁶、被告の責任が認められる余地が大きくなっている。上述のシボロン事件は、警告上の欠陥を認定し厳格責任における比較帰責の法理をとってたばこ会社の責任を認めた例である。

しかし、そもそも明白な危険については、PLの対象にならないのが原則である。たばこに関しては、ガンとの因果関係が明白に立証されうるかは別にしても、従来健康への影響は明白であるとして、その旨の警告表示もされているために、喫煙者はそのリスクを引き受けているといえないこともない。また、第2次リステイメントにおいても、たばこはマリワナのようなものを含むものでない限り不合理な危険を有するものではないとされた¹⁷。従って、1980年代までは、多くの訴訟で寄与過失の法理、または厳格責任訴訟においても、危険引受の法理¹⁸ およびリステイメントの解釈により原告からの損害賠償請求が否定されてきたものと考えられる。

このように、シボロン事件のような例外的なケースを除いて、1980年代まで全米各地で提起された多数の個人による訴訟で敗訴したことがなかったたばこ産業も、1990年代に入って状況が変化してきた。たばこ会社に対する訴訟の増加に重要な契機となったのは、前述したように、たばこメーカーがたばこの危険を認識しながら、たばこの販売を拡大させるために行ってきた数々の違法行為が明らかになったことである。今日のたばこ関連訴訟での主要な争点は、たばこの危険性に関するものはもちろんであるが、それ以上にたばこ会社が故意に国民の健康を害してきたという詐欺的な行為である。すなわち、警告表示はなされていたにしても、派手な販売促進活動を通じた喫煙誘因とニコチン量を操作することにより常習喫煙を増加させてきた詐欺的不実行為が追求されている。この点に関しては、民事訴訟だけではなく、司法省がたばこ会社及びたばこ会社の役員の刑事責任を視野に入れた捜査を行っている。

たばこ会社の秘密文書が明らかになった後、たばこ関連疾病による州のメディケード支出に関し、1994年に、ミシシッピ州が初めてたばこメーカーを相手取り求償訴訟を提起した。1996年8月には、フロリダ連邦地方裁判所で肺ガンに罹患した喫煙者とその妻に対するたばこ会社の責任を認め7億5000万ドルの陪審評決が下された¹⁹。このケースは、現在控訴中であるが、これを契機に訴訟が頻発するようになった。さらに、1997年3月、リゲット社は、たばこが中毒性を有し、ガンの原因になると認め、22州の州政府と今後25年間にわたって、税引き前利益の25%あるいは3000万ドルのいずれか少ない額を支払うことで和解に達した²⁰。リゲット社が内部文書の存在を認め、これを引き渡すことに合意したことにより、フィリップ・モリス社をはじめとする他の大手4社は危機感を覚え、和解交渉が進展し6月の連邦包括和解に至ったものである。但し、リゲット社の和解案は、後に却下されており、クラス・アクションの合法性に関する最近の連邦最高裁の判決に関連して後述する。

5. たばこ訴訟の類型化

現在のたばこ関連訴訟の形態と論点は次のように整理される (図表1参照)。

訴訟の規模と影響の大きさからいって現在最も問題となっているのが、1の州政府からの医療費求償訴訟であり、この訴訟を包括的に解決するために連邦レベルでの包括和解が成立した。また、2のクラス・アクションも極めて重要であり、たばこに関連した将来のクラス・アクションの制限や過去の行為に対する懲罰

的損害賠償請求の制限など、最近の連邦最高裁判決と関連づけて考えてみたい。4の受動喫煙の問題は、喫煙リスクの引受けという抗弁が喫煙者に対しては成り立ちうるのに対し、たばこの煙に含まれている有害物質による健康被害に対しては、今後環境損害訴訟とも関連して重要な問題になってくると考えられる。3の個人訴訟の鍵となる喫煙と疾病との因果関係の証明とも関連した問題である。5と6の問題は、包括和解条項の中に規定され、一応の解決策が講じられており後述したい。

《図表1》たばこ関連訴訟の形態と論点

訴訟形態	主な訴訟及び論点
1. 州政府によるメディケード関連医療費求償訴訟	ミシシッピ州、フロリダ州他全40州によるたばこ関連疾病医療費求償の法的根拠
2. クラス・アクション	将来の疾病に対するクラス形成の合法性と懲罰的損害賠償の制限
3. 個人訴訟	喫煙と疾病との因果関係の証明
4. 非喫煙者からのPL請求訴訟	航空機客室乗務員からの受動喫煙による疾病を理由とするクラス・アクション
5. 連邦規制強化に反対する訴訟	FDAのたばこに対する管轄権
6. たばこ会社による州法に対する専占訴訟	連邦法の州法への専占

． たばこ和解の内容

１． たばこ和解の形式

たばこに関する和解は、全9章からなる立法（legislation）という形式で起草されており、現在、大統領特別調査委員会（task force）で内容を検証しているところである²¹。今後、この内容を基に連邦議会へ法案（bill）として提出され、上下両院の可決と大統領の署名を経て法律として成立して初めて有効となる²²。本和解の目的は、和解金額の大きさもさることながら、たばこメーカーに対して、アメリカ国内におけるたばこ製品の生産、広告、販売方法について本質的な改革を要求することにより未成年者の喫煙を減少させることである。すなわち、喫煙の有害性を明確にし、未成年者の喫煙防止に真剣に取り組むようたばこメーカーの経営方針を抜本的に変えることが求められている。特に、若年時からの喫煙が疾病罹患率を高めるといわれており、シポロン事件をはじめ過去の個人訴訟でも未成年時から喫煙を続け高令に至ってガンに罹患したというような事例が多く、現在のたばこ問題が州からの医療費請求訴訟に典型的にみられるように公衆衛生上の問題となっている。

アメリカの医学界では、たばこは本質的に有害であり、喫煙は心臓病や他の重大な疾病の原因になるというのが常識になっており、連邦食品医薬品局（FDA）をはじめとする公衆衛生に関する専門機関は、未成年者の喫煙を一種の“小児伝染病（はやり病）”とみており、大人も子供も喫煙依存症の割合は増加しているととらえている。

アメリカでの実際の喫煙開始年令は喫煙法定年令以下の者が多く、クリントン大統領はじめFDA、連邦取引委員会（FTC）、州法務長官も、たばこの広告と派手な販促活動が未成年者の喫煙率を増加させている原因であると考えている。過去に行われたたばこに関するいかなる広告の制限や販売制限も未成年者喫煙の抑止に効果がなかったという反省から、より徹底した包括的なたばこ販売抑制策が必要であると認識されている。しかし、現在までのところ、連邦政府も州政府も効果的な喫煙抑制策を打ち出せずじまいというのが現状であり、本たばこ和解の主眼が特に未成年者の喫煙抑制にあるということもうなずけるところである。そのために、連邦政府と州政府のたばこ会社に対する規制権限を強化するとともに、たばこ会社は喫煙抑制策を徹底することが求められている。

本和解は、法律として成立して初めて有効になるということは、前述のとおりである。しかし、連邦議会で成立しなかった場合であっても、本和解には、たばこをめぐる訴訟で問題となっている事項に関する対応策が網羅されており、ミシシッピ州等の個別和解にも反映されている。従って、本和解は今後のたばこ訴訟の展開を予測する上でも有益であると思われるので、以下に主要項目について論述する。

２． 和解の主要項目

（１） たばこの広告に対する規制

第 章において、未成年者に対する喫煙抑制を目的とした、たばこの販売、広告の制限が規

定されており、連邦規則を修正、あるいは新たな規則制定を行うことによって規制が実施されることになる²³。多くは、既に施行されているたばこに関するFDA規則²⁴に盛り込まれているが、さらにFDAの規制権限を広げる規定もある。なお、たばこの広告に対するFDAの規制権限については、本年4月の裁判で認められたのは前述したとおりである。今回の和解内容をみると、たばこの販売、広告に関する規制については相当に厳しい内容となっており、このような連邦規則による広告規制が憲法で保障された表現の自由の侵害²⁵になるのではないかとの懸念がないわけではないが、規制の対象とされるたばこ会社が本和解の当事者であり、この問題がクローズアップされる可能性は少ないと考えられる。具体的には次のような規制が実施される。

1995年1月1日以前から販売されているたばこを除き、たばこに無関係なブランドネームの使用を禁止する(21 CFR § 897.16(a)²⁶)。また、ジャケットやバックなどにたばこのブランドロゴや広告文言を使用することを禁止する(同§ 897.16(a))。さらに今回の合意で新たに、ジョーキャメルやマルボロマンなどのイメージキャラクターの使用が禁止される。魅力的なたばこのネーミングや、派手なイメージキャラクターが未成年者の喫煙を誘因していると考えられているためである。

FDAが定める広告媒体以外への広告を禁ずる(同§ 897.30(a)(1)-(2))。今回の和解で具体的には、屋外広告が禁止されるとともに、インターネット上の広告も禁止される²⁷。

スポーツやコンサートのスポンサーになることが禁止される(同§ 897.34)とともに、今回の和解で新たに、映画、テレビ番組、ビデオゲーム上で喫煙するシーンを出す為の広告費支出や、ライブ演奏会のような未成年者に喫煙を誘因するようなイベントへの広告費支出が禁止される。

たばこの広告には、FDAが定める強制表示である「ニコチン摂取器具(Nicotine Delivery Device)」という文言を入れる(同§ 897.32(c))とともに、たばこの販売促進手段として景品を提供することを禁止する。

(2) たばこ警告表示の強化

アメリカでの警告表示規制は、1984年以来改正されておらず、その間カナダやEU諸国でのたばこ警告表示は大幅に改善されてきた。今回の和解により義務付けられる警告表示(-B-1)は、カナダなどでの警告表示に類似したものとなっている。紙巻きたばこに対する警告表示は、喫煙は中毒性がある、致命的な肺疾患の原因となる、喫煙はあなたを殺すことになるなど、従来以上に厳しい内容の警告表示が義務付けられ、従来通り3ヶ月毎にローテーションを行うことが必要となる²⁸。

さらに、たばこパッケージの表面上部に表面積25%以上の警告表示ラベルスペースが要求される。これは、現行のカナダの表示規制と同じ内容となっている。なお、たばこのパッケージにも、上記(1)と同様、「ニコチン摂取器具(Nicotine Delivery Device)」という文言

を入れることになっている。

なお、従来 F T C が有してきたタール及びニコチン含有量に関する表示規制権限も F D A に移管されることになった（ - B - 2 ）。

（ 3 ） たばこの販売方法に関する規制

未成年者の喫煙抑制が、本和解の主要な目的であり、新しい F D A 規則のタイトルが「未成年者喫煙抑制のための～」となっているところからもこれは明らかである。販売方法については、F D A 規則で連邦レベルの統一的な最低基準を定め、各州、地方政府が、より厳しい規制を行うことは許容される。しかし、ここに規定される内容も相当厳しいものであり、営業の自由に対する重大な制限となりうるが、国民の健康の保持という最低限の目的達成のためには、このような規制を行うことも許容されるものと思われる。具体的には、販売抑制策として次のような事項が規定されている。

若年層に対する販売規制

18才未満の喫煙禁止（21 CFR § 897.14(a)）を明確にするとともに、たばこ小売商は基本的に対面販売を行うことが義務付けられ（同 § 897.14(c)）、27才未満の者に対しては、写真付きの身分証明書の呈示を求める（同 § 897.14(b)（ ）-(2)）こととしている。しかし、実際の運用がどのように行われるかは定められておらず、身分証明書の呈示をどのような基準で行うかなど、その実効性については難しい問題があると思われる。

試供品の提供の禁止など

試供品の提供を禁止する（同 § 897.16(d)）とともに、身分証明書を添付した成人に対する通信販売を除き、たばこの通信販売を禁止する（同 § 897.16(c)(2)(i)）。

自動販売機での販売禁止

上記の 、 は、既にたばこに関する F D A 規則に盛り込まれているが、さらに今回の和解で、自動販売機でのたばこ販売が禁止されることになる。

たばこ販売の免許制

たばこ会社が拠出する和解金によって作られる「たばこ産業基金」からの支出により、連邦政府、州政府、地方政府が各種喫煙抑制策を実施することになっており、これを実効あるものとするために、たばこ販売体制の適正化を図る必要がある。今後、ニコチンの削減やニコチン含有の禁止などの措置がとられるようになった場合に、ブラックマーケットが生ずるのを防ぐことが目的の一つではないかと考えられる。

（ 4 ） たばこ製品の開発、生産に対する規制

F D A に食品医薬化粧品法（Food, Drug and Cosmetic Act: F D C A）に基づき、たばこ製品の開発、生産に対する規制権限を与える。これにより、F D A はたばこ製品の開発、生産、販売、広告に関する包括的な規制権限を持つとともに、たばこ産業基金に対する規制権限が与

えられることになる。本和解の主要項目の一つであり、クリントン大統領がかねて主張していたものである。これにより、FDAはたばこ製品の成分に対する規制を行うことができるようになるが、ニコチンの規制に関しては厳しい要件が課されている。主要な規制内容は次のようになっている。

薬物としての規制

FDAに基づき、たばこは薬物として規定され、FDA規則上もカテゴリー²⁹に該当する薬物として規制を受けることになる。これによりFDAは、たばこの成分に関する直接的な規制を行うことができる。

健康被害の少ないたばこ製品の生産を義務付ける規則制定を行う権限

FDAは、技術的に開発可能な「健康被害の少ないたばこ製品」の生産を義務付ける規則を制定することができる。但し、このような規則の制定は正式規則制定（formal rule making）³⁰ 手続によらなければならないという厳格な要件が課されている。

ニコチンに対する規制

FDAは、たばこの成分に関する規制権限を有するが、ニコチンに対する規制権限の行使は法施行後12年間留保される。さらに、ニコチン含有量の削減を義務付ける規則制定を行う場合には、FDAは、ニコチンを削減することによりたばこの害が完全になくなることの証明と低ニコチンたばこによって闇たばこの取引、すなわちブラックマーケットが生じないことを証明しなければならない。

（5）未成年者の喫煙率減少対策の実施と目標未達の場合の罰金

未成年者喫煙率を5年間で30%、7年間で50%、10年間で60%減少させることを目標とし、たばこ会社は、最低5億ドルをたばこ産業基金から未成年者の喫煙防止キャンペーン対策費として支出しなければならない。上記の目標未達の場合には、未達割合1%につき年間8000万ドルの罰金を支払う。但し、年間罰金額の上限は20億ドルとし、たばこ会社が誠実に喫煙抑制策に取り組んでいたことが証明された場合には、罰金の75%の返還を請求する。

（6）たばこ会社の総支払責任額

たばこ会社は、設立されるたばこ産業基金に総額3685億ドルを25年間にわたって支払う。このうち、100億ドルは、本和解が法律として成立した時点で支払い、残りの3585億ドルのうち3335億ドルを基本支払額（Base Amount）とし25年間にわたって支払う（毎年の支払額を「年間基本支払額」という）。そして、公衆健康基金（Public Health Trust）に今後8年間にわたって合計250億ドル（毎年25億ドルから50億ドル）を支出し、FDAなどの連邦政府機関や州、地方政府が実施する各種の喫煙防止プログラム対策として使用される。基本支払額の中から、州政府が支出するたばこ関連疾病に関する公的医療費用が支払われると

ともに、個人訴訟に対する支払いを行う（図表2参照）。

《図表2》たばこ産業基金への支出

（単位：億ドル）

	1年度	2	3	4	5	6-8	9-25	合計
総支払額	85	95	115	140	150	150	150	3585
年間基本支払額	60	70	80	100	100	125	150	3335
（うち個人訴訟）	(19.8)	(23.1)	(26.4)	(33.0)	(33.0)	(41.3)	(49.5)	(1100.6)
公衆健康基金	25	25	35	40	50	25	—	250

（7）州訴訟、クラス・アクション、懲罰的損害賠償からの免責

現在、州政府から提訴されているメディケード関連費用の求償訴訟、及びたばこによる疾病を原因とする現在及び将来のクラス・アクションについて和解する。但し、たばこの中毒性、依存性に関する訴訟については本法によって解決されるが、他の疾病症状に起因する請求には適用されない。現在、主としてたばこ会社がニコチンの中毒性を認識し、それを操作していたことを理由とした訴訟が問題となっており、たばこ会社はその違法行為を認め和解に至ったものであり、ガンなど、疾病との因果関係が立証された場合には、この和解条項によりたばこ会社が免責されることはない。また、連邦議会で本法案を審議中に、当事者たる州政府が、現在継続中の訴訟において個別和解を進めることは妨げられないとされている。これにより、本和解締結後にミシシッピ州とフロリダ州が個別和解に至ったものと解される。

個人がたばこ会社に対して不法行為訴訟を提訴することは可能であるが、懲罰的損害賠償請求は認められない。個人訴訟に対する損害賠償額は年間基本支払額の33%（約20～50億ドル、合計約1100億ドル（上記図表2参照））を上限とし、これを超える支払いが生ずる場合には、翌年度に繰り越される。さらに、1件あたり100万ドルを超える損害賠償額は年間の支払い総額が確定してから支払われる。

（8）たばこ関連の内部文書の提出

たばこメーカーは、たばこの中毒性、有毒性に関する全ての内部資料を提出する。従来、たばこ会社は、これら文書は依頼者であるたばこ会社により弁護士に伝えられた秘匿特権付き情報であるとして提出を拒んでいたものである。さらに、たばこメーカーは食品と同じように、ブランド毎の成分の詳細と添加物を明示する。

3. 包括和解条項の総括

上記から明らかなように、本和解によって、たばこによる健康被害を理由とする個人からのたばこ会社に対する損害賠償請求権が制限されるわけではないが、たばこ会社が行った過去の違法行為に関する懲罰的損害賠償責任の追及は、本和解の枠組みに従ってなされなければならない。これによって懲罰的損害賠償に関する一般法理に対して先例的效果を及ぼそうとするものでもなく、懲罰的損害賠償責任を課すことを抑制しようとするものでもないとしている。しかし、この和解に反対する反喫煙団体からは、はやくも懲罰的損害賠償請求を制限する条項は、

憲法上のデュープロセスに違反し、陪審裁判を受ける権利を保障する憲法修正7条に違反するとして違憲訴訟を提起するとの動きもみられる³¹。この問題は本和解において最も重要な論点であり、大規模健康被害に関する類似判例を検討しながら、懲罰的損害賠償とクラス・アクションの制限に関して第 4章で論述する。

本包括和解は、9月から再開された連邦議会での主要審議項目の一つに数えられているが、連邦議会審議の焦点となると思われるのが、たばこの生産方法に関するFDAの権限行使の問題である。包括和解の条件として、たばこ会社は、たばこに関するFDAの管轄権を無効とする訴訟を取り下げることになっており、FDAの管轄下におかれることを承認している。しかし、ニコチンに対する規制など、生産方法に関するFDAの権限行使には厳しい要件が課されることになっており、相対的にたばこ会社に有利な内容となっている。この条項の賛否をめぐって激しい論議が続いており、クリントン大統領も極めて強い関心を寄せているため、この条項の帰趨が今後の法案化に向けての重要な鍵となるものと考えられる。

本和解条項の中で重要なものとして触れておかなければならないのは、州法に対する連邦法の専占（合衆国憲法6条2項）の問題である。アメリカでは特定法分野で連邦法が制定された場合、明示的な規定はもちろん、条文に規定されていない事項について連邦法と州法の抵触が生ずる場合、立法者意思としてそのような抵触する問題についても黙示的に州法に専占し優先的に適用されることになる。しかし、不法行為法分野については、従来から州の規制権限（Police Power）として州法が優先的に適用されるとして黙示的専占の有効性を巡る争いが多い。従来、たばこの警告表示については、連邦法であるFCLAや公衆衛生喫煙法で統一的な警告表示規定を定め、この規定に沿った警告表示がなされている限り、警告表示の不備を理由とする州コモン・ロー上の損害賠償請求はできないとされてきた。従って、ニコチンの常習性や喫煙はガンに罹患する危険があるといった警告表示がなされていなかったとしても、警告表示の欠陥を理由とした損害賠償請求はできない。

今回の包括和解では、警告表示に関する従来連邦法を修正することなく、FDAの略式規則制定手続によって、新たな警告表示を規定することができるようになっており、また州が連邦法ないしは連邦規則に異なる規制を行うことを明示的に禁止している。従って、今後とも、警告表示の欠陥を理由としたコモン・ローに基づく賠償請求は認められないと解される。

また、たばこ会社が過去に行った違法行為あるいは将来違法行為が行なわれた場合に、たばこ会社あるいは当該会社の取締役に対する刑事訴追は禁止されない。従って、現在司法省が行っているたばこ会社の詐欺的行為に対する調査は継続される。

・ 大規模訴訟の観点からみたたばこ訴訟

1. 州訴訟の論点

(1) メディケード求償訴訟の法理

6月20日の包括和解の締結以降もたばこ会社に対する州訴訟及びクラス・アクションが継続していることは前述したとおりであるが、州訴訟の解決を図る目的で合意されたフロリダ州の和解について言及してみたい。

現在のアメリカ各州においては、メディケードやメディケアなどの公的保険支出がかさみ、州財政を圧迫していることが問題となっている。このため、医療費支出に関連した特別の原因者がいる場合、この者に対して求償することにより州財政の負担を軽減させることが考えられる。ブラウン・ウィリアムソンたばこ会社の秘密文書の暴露以降、フロリダ州を含め、ミシシッピ州、マサチューセッツ州などがたばこ会社に対して医療関連支出求償訴訟を提起した。たばこに起因して州政府の医療費関連支出が増加した場合、いかなる法理で、州政府はたばこ会社に健康保険関連費用の求償を求め得るのだろうか。多くの州では、伝統的なエクイティ上の訴えや独禁法、あるいは州の消費者保護法に基づいてたばこ会社を提訴した。しかし、州政府からの求償に対しても、たばこ会社は喫煙者個人の危険引受けにより生じた疾病によるものとして免責を主張できるように思われる。

(2) フロリダ州メディケード第三者賠償法

この抗弁を封ずる一つの方法が、たばこ会社に対する求償訴訟を規定する州法を制定することであり、1994年にフロリダ州が初めてメディケード第三者賠償法を制定した³²。この法律は、州政府が疾病者個人に代位して製造者にメディケード関連支出の求償ができること、因果関係の推定規定をおいていること、たばこ会社は市場占有率に基づく責任を負うことの3点が特徴としてあげられる。

まず、州政府の求償権であるが、州政府は、製品に関連して生じた公的医療費用支出に関して、その原因を創出した製造者に対して求償訴訟を提起することができるとするものであり、製造者に対する医療費の請求は、疾病者個人に代位して州政府だけが行うことができる。個々の喫煙者は、たばこの危険を認識しながら喫煙することに過失があり、喫煙者本人とたばこ会社との争いであれば、たばこ会社は抗弁として喫煙者側の過失を主張し得る。しかし、州政府は、患者個人の喫煙に関するリスクに対して責任を負っているわけではなく、さらに、メディケードのような社会保障的機能を有する医療保険に関しての連邦法は、医療費支払いの可否を決定する州政府の権限に専占するので、州政府は喫煙に関連する疾病であっても無条件に支払わざるを得ない。また、たばこによって生じた疾病に対する追加的な医療費支出³³は、喫煙をしない州納税者からの喫煙者に対する補助に他ならない。この費用は本来原因者たるたばこ会社が負担すべきものと考えられ、その費用は、たばこの価格に上乗せされ、喫煙者が最終的に負担すればよいと考えることもできる。従って、この法律において、製造者に認められている比較過失や危険引受といったコモン・ロー上の抗弁権を放棄させることにより、州政府が製造者であるたばこ会社に求償権を行使し得るようにしたのである。

次に、喫煙と疾病との関係を示す統計的な証拠を提示できれば両者の因果関係を証明しうるとして、因果関係の証明責任を軽減している。すなわち、州政府は、個々の患者の疾病原因を

明確にすることまでは要求されず、当該製品に関連した疾病が多数の者に生じており、一般的に認められている死亡率や罹患率を上回る被害が、特定の製品を使用した者の集団に生じていることが証明できればよいとするものである。これは、疫学的証明による因果関係の立証方法として、一般のPL訴訟だけではなく、環境汚染による公害訴訟にも適用しうるものであり重要であるが、疫学的手法による因果関係の証明は、損害賠償法一般に援用しうるには限界があると考えられる。しかし、疫学的因果関係の証明により原因者が個々の疾病者に対して有する抗弁権を放棄させることによって、被害者救済を図るための政治的決着ないしは特別法による解決を行うには有効な手段と考えられる。なお、疫学的手法による因果関係の証明によっては、ある危険因子に曝露されている集団とその危険因子との因果関係が証明されるだけであり、被害者個々の疾病と危険因子との因果関係は証明されることにはならないために、後述する保険担保との関係で問題となる。

また、個人訴訟であれば、どのたばこ会社が原告の疾病に対してどれだけの責任があるかということを示す必要があるが、メディケード第三者賠償法では、州政府が被る追加的な医療費支出を総損害額として、たばこ会社に対してその市場占有率に基づいて責任を負わせる。

(3) フロリダ州和解の内容

たばこ会社は、メディケード第三者賠償法の制定直後から、この法律により損害賠償責任を負わされるだけではなく、他の州にも波及することを危惧し違憲訴訟を提起したが棄却されている。また、州議会に対してもロビー活動を行い法律の撤廃を求めたが、ロートン・チレスフロリダ州知事は、1995年に州議会の撤廃法案に拒否権を発動し、最終的に1996年3月13日、州議会は知事の拒否権発動を覆すことにも失敗した。

この法律に基づいてフロリダ州政府が喫煙被害に関する損害賠償を求めていた裁判³⁴のデポジション（証言録取）で、アメリカ最大のたばこメーカーであるフィリップ・モリス社の最高経営責任者（CEO）ジェフリー・パイブル氏が、1997年8月21日、喫煙関連の疾病により10万人以上が死亡した可能性があると認め、喫煙とガンとの因果関係が明確に証明されれば、たばこの生産の中止もあり得るとの衝撃的な証言をした³⁵。このデポジション直後の8月26日に、たばこメーカーが今後25年間に113億ドルを支払うことで和解が成立し、36億ドルで和解した7月のミシシッピ州に次ぐ2番目の個別和解となった。これらの個別和解は、連邦レベルでの包括和解と異なり、裁判所の承認したものであり直ちに有効となる。フロリダ州での和解は、たばこ広告の制限や、たばこ業界の秘密文書の提出義務等も含まれており（ミシシッピ州和解は金額のみ³⁶）、チレス州知事は、たばこ関連訴訟の中で、歴史的な勝利と評価している。本和解は、連邦レベルの包括和解が連邦法として成立し承認された場合には、それが優先することになるが、ミシシッピ州とフロリダ州は、連邦レベルでの和解が法律として成立せず、無効となった場合にも、たばこメーカーから確実に支払いを受けることができるため意義は大きいと考えられる。今後、テキサス州など他の州でも審理が始まる予定であり、両州と同様に和解で解決される可能性が高い。

2. クラス・アクションと懲罰的損害賠償をめぐる問題

(1) クラス・アクションの法理

州訴訟の他、たばこ会社が脅威を感じているのはクラス・アクションと懲罰的損害賠償請求である。現在のたばこ訴訟が、たばこ会社がニコチンの中毒性に関する調査を行いながら、この事実を隠蔽し、特に、未成年者の喫煙者を増やすためにニコチン量を操作していたという詐欺的な行為に基づくものであり、喫煙リスクの引受けを根拠に喫煙者に厳しい態度をとってきた陪審も態度を転換し、たばこ会社に対して高額な懲罰的損害賠償評決を下す可能性が高まっている。たばこ会社が今回の包括和解に応じた背景には、このようなクラス・アクションと懲罰的損害賠償からの免責を得るといった要因が大きい。

現在のアメリカ不法行為法ないしは民事訴訟規則において、企業がクラス・アクションに対する効果的な防御策を取り得ないのが実状であり、特に、自動車、製薬、化学製品をはじめとした消費者製品メーカーは、大規模なクラス・アクションの対象とされ、莫大な損害賠償金を負担する危険にさらされている。その背景には、成功報酬によって、原告に費用を負担させずクラスを形成することを促す専門の弁護士が、消費者にはたらきかけてクラス・アクションを頻発させてきたというアメリカ固有の事情がある。さらに、各州の不法行為法改革や連邦PL法の立法論議の中で、懲罰的損害賠償の制限が主要な争点となってきたのは、成功報酬によりクラス・アクションを提起する弁護士にとっては、高額な懲罰的損害賠償を得ることがクラス・アクションを維持していく上で必要であるため、懲罰的損害賠償を制限することでクラス・アクションを抑制することにもつながるといのがその理由の一つと考えられる。製造物責任(PL)に関するクラス・アクションでは、製品の欠陥と原告個々の疾病との因果関係の立証が必要とされない。そのため、ダウ・コーニング社の豊胸材に関するクラス・アクションに典型的にみられるように、多数の原告を相手とした訴訟においては、多額の訴訟費用と労力を要するため、企業にとって製造時に認識し得た科学的知見に従って製品を製造していたなどの法律問題で徹底的に争うことができにくくなっている。このように近年、多数の被害者が出るPL訴訟で、クラス・アクションによって包括的な和解をする例が多くなってきたが、原告個々の適格性に関する問題点も指摘されている。

(2) アスベストに関するクラス・アクションの合法性をめぐる問題

クラス・アクションと懲罰的損害賠償をめぐる問題を考えるにあたっては、アスベストに関する最近の連邦最高裁判所の判決を取り上げることが適当であろう。ジョージン(Georgine)和解として有名なこの事件は、将来の発病が見込まれる10万人以上の潜在的な被害者からのクラス・アクションに対して、元のアスベストメーカー20社が13億ドルの損害賠償金を支払うという内容の和解であった。しかし、1996年、連邦第3巡回区控訴裁判所は、原告間には連邦民事訴訟規則23に定めるクラス要件が備わっておらず、さらに、アスベストに曝露していながら将来自分が疾病に罹患することを認識していなかったためにクラス・アクション

に加わらなかった人々が、将来個人訴訟を提起する権利までを制限することになるとして、この和解を斥ける判決を下した³⁷。

この判決には、クラス・アクションに関する重要な論点が二つ含まれている。一つは将来の疾病を理由とする損害賠償請求権を行使しようとする者と実際に疾病に罹患している者が同一のクラスを構成できるかという問題である。連邦民事訴訟規則 23 は、クラス・アクションを維持するための必要条件として次の 4 つを規定している。構成員全員を訴訟参加させるにはクラスの人数が多すぎること、法律上または事実上の共通した問題があること、代表者の請求または抗弁がクラスのそれと共通していること、代表者がクラスの利益を公平に、かつ適切に保護することである。ジョージン和解では、現在の疾病者と将来の潜在的疾病者は、一つのクラスを形成するだけの共通の利害がなく、主として と の要件に欠けるために、裁判所はこの和解を却下したものである。これは、アスベスト被害だけではなく、原子力事故などの環境損害にも共通する問題であり、もちろんたばこにも当てはまる問題である。

もう一つは、将来のクラス・アクションを包括的に禁止し、陪審による裁判を受ける権利を禁止することで懲罰的損害賠償評決を得るという個人の訴える権利を制限することになる和解の効力に関する問題である。

この判決は、クラス・アクションを制限することでアメリカ企業にとってプラスとなるのか、あるいはアスベストやたばこなどに起因する晩発性疾病に対する将来的なクラス・アクションを包括的に制限することを安易に認めないということで、企業にマイナスに機能するのか、いずれに判断するかは難しいところである。

(3) 懲罰的損害賠償の制限をめぐる問題

現在アメリカ各州では、懲罰的損害賠償額を制限する制定法や懲罰的損害賠償自体を禁止する州もあり、懲罰的損害賠償の制限をめぐる違憲訴訟が繰り返し提起されているのが現状である。連邦最高裁では、損害賠償額に対して過大な懲罰的損害賠償を課すことは、憲法上のデュープロセス（憲法修正 14 条）に反するとともに、過大な罰金を科すことを禁ずる憲法修正 8 条にも違反するとした判決がある³⁸。しかし、懲罰的損害賠償額の決定に関しては、伝統的に州法の問題であり連邦裁判所が関与すべきではないとする考え方も強く、ましてや連邦法で懲罰的損害賠償請求そのものを禁止することには相当の抵抗があるものと思われる。但し、懲罰的損害賠償評決を得ることを禁止する憲法上の権利の制限が、それを上回る利益が保障され当事者の公平に適うならば例外的に正当化されると考えることも可能なように思われる。すなわち、懲罰的損害賠償額を賠償基金から支出することによって将来の晩発性疾病の発症者に対する賠償履行が不可能になる蓋然性が高い場合には、これを制限することも許容されるものと考えられる。

(4) たばこ包括和解に関する問題点

いずれにしても、1997年6月、連邦最高裁判所は、連邦巡回区控訴審判決を支持した³⁹。この最高裁判決は、連邦包括和解にも影響する可能性があるとして注目されていたものであり、今後全米の裁判所に影響が及ぶものと考えられる。

さらに、包括和解に先駆けて個別和解を進めていたリゲット社の和解案について、ウエストバージニア州連邦地裁は、クラス・アクションの合法性について判断した上記最高裁判決に従い、リゲット社が求めていた将来に向かってクラス・アクションを封ずるという和解条項を無効とした⁴⁰。

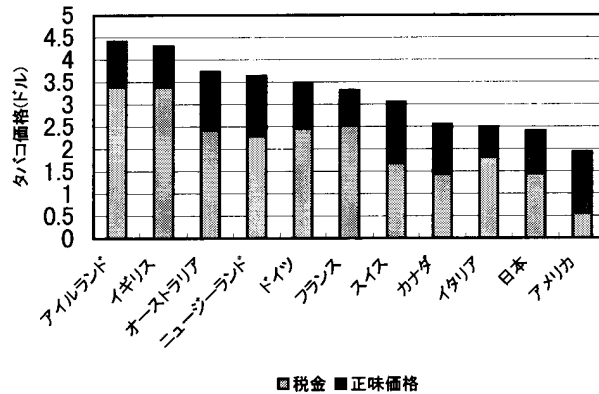
また、たばこに関するクラス・アクションと懲罰的損害賠償の制限に関しては、カスタノ (Castano) 訴訟がある。この訴訟は、全米のニコチン依存症の喫煙者とその家族を代表する全国レベルのクラス・アクションであったが、ジョージン和解と同様にクラス形成の合法性を否定され原告が敗訴した⁴¹。しかし、現在全米の各州裁判所で新たな訴訟が継続しており、連邦包括和解では、このクラス・アクションも包括的に解決する内容となっている。

クラス・アクションを規定する連邦民事訴訟規則23の合法性を争った最高裁判決の影響が連邦での包括和解にも及び、たとえ連邦法として成立したとしても、将来のクラス・アクションと懲罰的損害賠償請求を禁ずる和解条項の重要部分をめぐって違憲訴訟に見舞われる可能性は十分あると考えられる。

・ たばこ和解に関連したその他の問題

たばこ会社が、和解にともなう賠償履行ファンドを確保するには、二つの方法が考えられる。一つは、賠償金支払いの原資をたばこ価格に上乗せするという方法であり、もう一つは、保険金で充当する方法である。1995年末の世界主要国におけるたばこ1箱の平均的小売価格を比較してみると、アメリカでは1.93ドルと主要国中最も低く、税率も29%と低率であり(図表3参照)、たばこの害に起因する社会的コストがたばこの価格に十分反映されているとはいえない状況にある。

《図表3》世界のたばこ価格



(出所：Financial Times, June 23 1997)

今回の包括和解によっても成人に対するたばこ販売は合法とされ、たばこの販売が継続されることになる。連邦包括和解によつてたばこ会社が負担することになる和解金原資をたばこ価格に転嫁することが考えられるが、1箱あたり1ドルの価格引き上げを行つても、主要国中の平均的な価格となるにすぎない。現在たばこ価格の引き上げ幅についても盛んに議論されており、反喫煙団体などはできるだけ価格を引き上げることにより喫煙を抑制しようと主張している。一方、たばこ会社は急激な価格引き上げはたばこ販売の急落につながり、たばこ和解ファンドの形成にも支障が出てくると主張すると思われるが、未成年者の喫煙率の抑制という目標もあり、価格の決定には困難な問題が伴う。たばこに対する課税を強化すれば喫煙に伴う社会的コストの一部を喫煙者が負担することになるが、課税強化ではなく単にたばこ価格の引き上げだけが行われれば、たばこ会社を潤す結果になり、たばこ価格の引き上げは連邦議会における課税強化法案と密接に関連してくる。

なお、連邦包括和解条項では和解金支払いによるたばこ会社の支出は、経費として税控除の対象になるとされているが、この条項をめぐる連邦議会でたばこ会社を優遇するものとの批判がでているところであり、帰趨が注目される。

次に、和解金としてたばこ会社が負担する金額を保険金で充当することが考えられるが、はたして保険会社に支払責任が生ずるかが問題になる。アメリカでは、PLをめぐる過去2度の保険危機を経験したのは周知のとおりであるが、従来たばこ会社が喫煙を理由とする疾病に関して法的責任を認めて損害賠償金を支払った例がないため、PL保険での支払いもないとみてよいだろう。現在の喫煙被害をめぐる訴訟形態を第 4章で整理したが、そのうち主要なものとして、連邦包括和解に共通する問題として州政府からのメディケード求償訴訟を取り上げ、保険との関連で若干の検討を加えてみたい。

アメリカでの一般的な賠償責任保険である企業総合賠償責任保険 (Commercial General Liability Insurance: CGL) では、事故 (accident/occurrence) により身体障害あるいは財物損壊が生じ、それによって企業が負うべき損害賠償責任を担保することになっている。し

かし、現在州訴訟において問題になっているのは、たばこ会社がたばこの有害性を認識し、その事実を隠蔽し販売を継続していたという詐欺的行為である。このような事実が証明されれば、事故の偶然性が否定され、保険上の accident や occurrence にあたらないのではないかという問題がある。

また、州政府からの求償や命令に基づく支払いは、約款上の身体障害や財物損壊に基づく支払いではないとするのが、多くの裁判所の判例である。第 4 章で論述したフロリダ州メディケード第三者賠償法に基づく訴訟での和解は、まさに喫煙関連疾病者に代位した州政府からの求償訴訟であった。

さらに、個々の喫煙者の疾病を特定することなく、たばこ会社の占有率に基づく責任（但し、フロリダ州の場合は法律上の根拠がある）を規定する包括和解による支払いが、果たして保険契約上の責任となりうるかが問題とされよう。

なお、現在 C G L 証券の多くは、たばこに起因する損害賠償責任を免責にしており、喫煙による発病の時期により、扱いが異なることも予想される。たばこに関する和解と保険会社の責任の帰趨に関しては、上記のような問題点があり得ることを指摘するにとどめておきたい。

． おわりに

以上、アメリカでのたばこに関連した州訴訟をめぐる問題と連邦包括和解案を中心に論述してきた。クリントン大統領は、最終的には連邦包括和解を支持するものとみられているが、F D A の規制権限強化などを主張し現状のままの和解条項を法案化することに対しては反対している⁴²。連邦包括和解の帰趨は本稿執筆時点では予測しがたいところであるが、連邦法として成立するための焦点は F D A の規制権限強化の方向性、和解金額の妥当性、そして和解金支出の税額控除の可否に関する問題に絞られつつあるように思われる。

個々の喫煙者からの請求に対して喫煙と疾病との明確な因果関係が証明され、たばこ会社が法的な損害賠償責任を負うことになるかに関しては、現時点では容易に予測しがたいところである。実際、今回の包括和解においても、たばこ会社は喫煙と疾病との因果関係、すなわち自らの法的責任を認めただけではない。しかし、1997年3月のリゲット社の和解文書では、リゲット社はたばこが肺ガンや他の疾病の原因であることを1950年代から認識していたこと、そしてニコチンが常習性を有することを認めている。さらに、リゲット社は秘匿特権付文書を除くあらゆる関連書類や情報を他のたばこ会社の訴訟における証拠として提出するというような内容となっており⁴³、たばこ会社としてはたばこの有害性、常習性、そして疾病との因果関係を認めざるをえないところまで追いつめられたといってもよいだろう。このような状況のもとでたばこ会社は、頻発する訴訟による訴訟費用の負担や高額な懲罰的損害賠償評決が下される可能性を考慮し早期の決着を望んでいたのは事実であろう。一方、州法務長官としても今回の和解案は完全なものではないにしろ、裁判でたばこ会社を敗訴させるだけの確証がない

以上、和解による解決の機会を逃すべきではないと主張している⁴⁴。従って、今回の和解は両者の政治的決着という色彩が強い⁴⁵が、連邦法成立のためには、議会でのFDAの規制権限強化などの修正の動きに対してたばこ会社側がどこまで譲歩しうかが鍵となろう。

以上から導かれる結論として、現在のアメリカで問題となっているアスベスト、たばこなどに起因する大規模PL訴訟の解決には、司法部だけの権限では限界があることが露呈しているように思われる。また、事後の損害の公平な分担を目的とした州コモン・ローなどの私法による役割に加えて、危険有害物質に対する行政の積極的な規制権限行使と民主的機関である立法部による立法的解決が要請されているように思われる。

最後にわが国のたばこをめぐる環境を考えてみると、アメリカなどと比較して、健康に関する警告表示規制が緩く、また公衆の場での喫煙など一般に国民は寛容であるように思われる。わが国PL法上、たばこが製造物であることは明白であり、たばこの製造者やたばこの輸入者などに対してPL法に基づき損害賠償請求を行うことが可能である。実際、アメリカでの包括和解を受けてわが国でもたばこの欠陥を理由とするPL訴訟を提起する動きがみられる⁴⁶。今後、改正民事訴訟法が施行され、原告の証拠収集手続が拡充するに従って、わが国でも訴訟の頻発という事態が想定されないわけではない。

但し、懲罰的損害賠償に関しては、最高裁において外国裁判所判決の執行判決を求める裁判で、懲罰的損害賠償はわが国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものであり、公序良俗に反するものとして認めないという判決が下されたところである⁴⁷。従ってわが国では、たばこ訴訟においても、現時点では懲罰的損害賠償の請求は、これを否定に解するのが相当と思われる。

- 1 むしろ、行き過ぎた不法行為法分野における厳格責任を修正しようとの動きがあり、州レベルでの不法行為法改革が進むとともに、リステイメント（Restatement）Thirdが採択されるなどの動きがある。
- 2 ブラウン・ウィリアムソン（Brown and Williamson）たばこ会社の元従業員がコピーしていた会社の内部文書が、1994年5月12日にカリフォルニア大学で発見された。その内容が、アメリカ医学協会（JAMA）の1995年7月号論文に発表され、大問題となった。たばこメーカーがたばこ使用の危険について知っていたという相当な証拠を有し、意図的にこれらの危険を隠して大衆を欺いていたというものだった。94年の発見以来、たばこ会社に対する訴訟が急増した。
- 3 アメリカのたばこを巡る訴訟の歴史を、第1波「買い手責任の原則」が支配し、たばこ喫煙の危険引き受けにより喫煙者の請求がことごとく斥けられた時代（1950年代から60年代半ばまで）、第2波「たばこは有害物質」とする環境責任類似の責任が追求されたが、警告表示貼付が法制化されたこととリステイメント（後述）でたばこが有害物でないことにより請求が封じられた時代（1980年代）、そして、第3波「公衆衛生上の問題」とする時期（現在）に分けることができる。

- 4 “Cigarette Makers Reach \$368 Billion Accord”, The New York Times, June 21,1997 中のラルフネーダー氏の発言
- 5 Regulations Restricting the Sale and Distribution of Cigarettes and Smokeless Tobacco to Protect Children and Adolescents, 61 FR 44396(Aug 28,1996)
- 6 Coyne Beahm, et al. v. FDA, et al., United States Tobacco Company, et al. v. FDA, et al., National Association of Convenience Stores, et al. v. Kessler, et al., American Advertising Federation, et al. v. Kessler, et al.但し、F D Aが管轄権を有するのは、たばこの広告に関する事項だけであり、他の食品や医薬品のような成分に対する直接的な規制にまでは及んでいないとした。
- 7 “The Tobacco settlement, reached by the State Attorneys General and the Tobacco industry” (June 20, 1997)
- 8 初めての州政府によるメディケイド求償訴訟である。Moore, Attorney General of the State of Mississippi v. American Tobacco Co., et al. , No 94-1429 (Ch. Ct. Jackson County filed May 23, 1994)
- 9 ニコチン (Nicotine) は、たばこを好んだフランスの外交官ジャン・ニコ (Jean Nicot) の名前に由来するものとされている。
- 10 Federal Cigarette Labeling and Advertising Act (15 U.S.C. § § 1331-1340 (1982 & Supp. II 1984))
 本法律により、現在、アメリカ国内でたばこの製造・販売を行う場合、下記4種類の警告文の一つをパッケージに表示することが義務付けられており、それを3ヶ月毎にローテーションしなければならないとされている。
 - ・ SURGEON GENERAL'S WARNING: Smoking Causes Lung Cancer, Heart Disease, Emphysema, And May Complicate Pregnancy.
 - ・ SURGEON GENERAL'S WARNING: Quitting Smoking Now Greatly Reduces Serious Risks to Your Health.
 - ・ SURGEON GENERAL'S WARNING: Smoking By Pregnant Women May Result in Fetal Injury, Premature Birth, And Low Birth Weight.
 - ・ SURGEON GENERAL'S WARNING: Cigarette Smoking Contains Carbon Monoxide.
- 11 ローズ・シポロンは、たばこ会社に警告表示を義務付けたF C L Aが発効する(1966年1月1日)以前の1942年、16歳から喫煙を開始している。本判決では、原告のシポロンは警告表示がなかったとしても、たばこの有害性の認識はあったとして、8割の過失相殺をしながらも、リゲット社の責任を認めた。なお、シポロンは1984年に死亡しており、彼女の夫アントニオ・シポロン (ANTONIO CIPOLLONE) が訴訟を引き継いだ。
- 12 ANTONIO CIPOLLONE, individually and as Executor of the Estate of Rose D. Cipollone, v. LIGGETT GROUP, INC. et al., 893 F.2d 541
 本控訴審では、Liggett Group、Lorillard 社及び Philip Morris 社の3社を共同被告にし

- ている。たばこの表示に関しては、F C L Aの他、1969年公衆衛生喫煙法5条(b)で、同法に定める警告表示が貼付されている限り、喫煙と健康を理由とするいかなる州法上の請求に服しないとされている。従って、本控訴審判決では、アメリカ法独特の法理である連邦法の専占理論により、F C L Aと同法の規定が排他的に適用され、たばこの警告表示の欠陥を理由とする州法に基づく不法行為請求は排除されるとしたのである。
- 13 リステイトメント(Restatement)とは、アメリカ法律協会(A L I)が、アメリカ法の主要分野のうち判例を中心に発達した諸領域を取り上げ、判例準則として編纂し説明と例をつけたものである。法源としての拘束力はないが、実際に当事者により、また裁判所によって引用されている。Restatement (second) of Tortsでは、P Lに関し厳格責任が採用され(§ 402 A)、現在多くの州で、従来の過失責任(negligence)や保証責任(implied warranty)に優越する法理として採用されている。なお、本年5月に、Restatement (Third)がA L Iの総会で採択されており、行き過ぎた厳格責任の弊害を修正するものとして注目されている。
- 14 自己の損害の発生に寄与した被害者(原告)は、自己の過失が加害者(被告)の過失に比べて軽微なものであっても加害者の不法行為責任を全面的に阻却するものとされ、加害者の被告側の抗弁として構成されている。このような寄与過失の原則は、一般に被害者自らの過失が損害に寄与したことに対する制裁、または自ら過失を有する者は、他人の過失を問題とすることができないとする信義則にその根拠を求めており、危険引受の抗弁と異なり、加害者の責任そのものを否定するものではなく、加害者の責任を前提としながら、被害者からの賠償請求を禁止する法理である。
- 15 安田総合研究所「製造物責任[第2版]」(有斐閣、1992年)86頁
- 16 厳格責任理論の下に過失(negligence)概念を持ち込むことを避けるために、比較過失という概念ではなく、比較帰責(comparative fault)という概念をとって割合的な責任を認めることが多い。
- 17 リステイトメント402Aに関する解釈を行うコメントのなかで記述されている。
- 18 前掲安田87頁によれば、Restatement (second) of Torts § 402の注釈nにおいて、製造物の危険を認識した上で、その危険に対して故意または不合理に接近したことが原告の過失となる場合において、被告は、この原告の賠償請求を全面的に否定するための抗弁とすることを認めている。すなわち、注釈nは、厳格責任に基づく製造物責任訴訟において、危険引受の原則を適用することができるものとしている。
- 19 Carter v. American Tobacco, No.96-934-CA Fla. Cir. Augst 9, 1996
- 20 “Attorneys General Settlement Agreement” (March 20,1997)、リゲット社は、アメリカ主要たばこメーカー5社中最下位で、わずか2%弱のシェアを有するにすぎない。リゲット社は、訴訟費用の増加と将来の敗訴の危険から和解せざるを得なくなったとされている。なお、本和解の前に1996年3月に、ミシシッピ州他4州との和解も成立しており、本和解はこの範囲を広げたものとなっている。

- 21 本稿執筆中（1997年9月8日現在）の8日の週に、特別委員会から和解案を一部修正した上でクリントン大統領に提出される見込みとなっている。
- 22 本和解は、40州の法務長官、個人訴訟の弁護士、たばこメーカー大手4社（Philip Morris Cos., RJR Nabisco Holding Corp., BAT Industries PLC, Loews Corp）との間で締結された。本和解の内容に沿った形で連邦法として成立すると、たばこに関する連邦及び州の規制権限、喫煙抑止対策、そして喫煙被害に対する救済措置の枠組み等を内容とする包括的な「たばこ法」となる。
- 23 アメリカ行政手続上、法律の授権に基づく notice and comment を履践する略式規則制定手続きによる。（5 USC § 553）
- 24 61 FR 44396(Aug 28,1996)
- 25 合衆国憲法修正1条
- 26 たばこの販売・広告規制に関する第 章の規定の多くは、F D Aのたばこ規則、21 CFR § 897 に規定される。（61 FR 44396）
- 27 アメリカ国内でアクセスできない場合とアメリカ国外へのインターネット広告は除外されており、アメリカ国内での厳しい規制とは対照的に、アメリカ国外での販売拡張が意図されていると考えられなくもないであろう。
- 28 和解条項に規定されている紙巻きたばこに対する警告表示は次の通り。特に、4.7の警告表示はカナダのたばこ製品管理法（Tobacco Products Control Act）に基づくカナダでの警告表示と同じ内容となっている。
 1. “WARNING: Cigarettes are addictive”
 2. “WARNING: Tobacco smoke can harm your children”
 3. “WARNING: Cigarettes cause fatal lung disease”
 4. “WARNING: Cigarettes cause cancer”
 5. “WARNING: Cigarettes cause strokes and heart disease”
 6. “WARNING: Smoking during pregnancy can harm your baby”
 7. “WARNING: Smoking can kill you”
 8. “WARNING: Tobacco smoke causes fatal lung disease in non-smokers”
 9. “WARNING: Quitting smoking now greatly reduces serious risks to your health”
- 29 F D C A (21 U.S.C. § 360c.)により、薬物あるいは医療器具はカテゴリー から までに3分類される。
- 30 聴聞を実施しその記録に基づいて行政庁が規則制定を行うことを要求する規則制定手続きである。対審型聴聞を定めるA P A（アメリカ行政手続法）§ 556、§ 557が適用されるので、正式規則制定には時間と労力がかかるといわれている。従って、現在法律によって明確に要求されていない限り、連邦最高裁も正式規則制定の適用をできるだけ制限するような解釈を行っている。
- 31 The Wall Street Journal, June 23 1997、合衆国憲法修正7条は、普通法上の訴訟におい

て、訴訟の金額20ドルを超えるときは、陪審による審理の権利が認められるとしており、懲罰的損害賠償を禁止する規定は、陪審による懲罰的損害賠償評決を求める憲法上の権利を侵害するものとなる。

- 32 Medicaid Third-Party Liability Act of 1994 (effective July 1, 1994)
- 33 108 Harv. L. Rev. 525 (Dec. 1994)、フロリダ州の推計によると、1992 - 1993 会計年度における喫煙関連疾病に対するメディケード医療支出は、2.89億ドルであり、1990年から1995年までの5年間で14億ドルとしている。また、疾病管理センター (Centers for Disease Control) の推計によると、喫煙関連疾病医療コストは、たばこ1パックあたり2.06ドルであり、そのうち、0.89ドルが公的医療費として負担されている。
- 34 Governor of the State of Florida et al. v. American Tobacco Company et al., No CL-95-1466 (the 15th Circuit for the County of Palm Beach filed Feb 21,1995)
- 35 この発言は、フロリダ州連邦地方裁判所での州の喫煙関連疾病に関するメディケード支出のたばこ会社に対する求償訴訟におけるデポジションでのもの。この背景には、連邦議会議員がフィリップ・モリス社に対して、連邦議会でたばこ会社の責任を免責させる包括和解案を承認する法案を審議する前提として、今までの責任を認めるよう圧力をかけたものといわれている。
- 36 ミシシッピ州の和解では、他の州の和解で得られる条件を同州の和解条件の中に適用するという事になっている。従って、フロリダ州の和解内容となっているたばこ広告の制限や内部文書の提出義務などもミシシッピ州に適用される。
- 37 Georgine v. Amchem Products, Inc., 83 F. 3d 610
- 38 BMW of North America, Inc. v. Ira Gore, Jr., 116 S.Ct.1589(1996)
- 39 Amchem Products, Inc., et al. v. Windsor, S.Ct.2231(1997)
- 40 Earl William Walker Jr. et al. v. Liggett Group Inc. et al., U.S. District Court, Southern District of West Virginia, Charleston Division; No.2:97-0102, Aug. 5, 1997.
- 41 Castano v. American Tobacco Co., 84 F. 3d 734
- 42 CNN, September 15, 1997
- 43 “Attorneys General Settlement Agreement” (March 20,1997), section 4-1-5
- 44 Financial Times, September 4,1997
- 45 藤倉皓一郎「アメリカにおけるタバコ訴訟の展開と全面和解」(ジュリスト1118号、1997.9.1.) 68頁でも、「第三波の大規模訴訟は裁判所の手に残り、結局、政治的決着を求めるしかないのであろうか」と論述されている。
- 46 産経新聞、1997年7月10日
- 47 最判平9・7・11